

4月より「STOP!熱中症 クールワークキャンペーンふくしま」 の取組が始まります。

福島労働局（局長 岡田 直樹）では、職場における熱中症予防対策を徹底するとともに、今月、新たに定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるため、労働災害防止団体などと連携し、4月を準備期間とし、5月から9月まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーンふくしま」を実施します。

- 福島県内の令和7年の職場における熱中症による労働災害発生状況(令和8年2月末速報値)は、死亡者はいませんでした。休業4日以上(休業4日以上)の死傷者数が49人と、前年の19人(令和6年確定値)から大幅に増加しています。なお、全国の令和7年の職場における熱中症による労働災害発生状況(令和7年12月末速報値)は、休業4日以上(休業4日以上)の死傷者数が1,681人(令和6年同期1,195人)、うち死亡者数が15人(令和6年同期30人)となっており、死亡者数が大きく減少した一方、福島県と同様に死傷者数が大幅に増加しています。
- 昨年6月に施行された改正労働安全衛生規則の周知を行った効果により、死亡者数については大きく減少する一方、全国的に熱中症による労働災害が増加していることを受け、厚生労働省では熱中症予防対策のさらなる推進のため、本年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。
- 福島労働局及び各労働基準監督署では、改正労働安全衛生規則及び同ガイドラインに基づく措置が確実に実施されるよう、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーンふくしま」を展開し、あらゆる機会を捉え熱中症予防対策の徹底を図っていくこととしています。

キャンペーン期間：5月1日～9月30日
(準備期間：4月、重点取組期間：7月)

(参考)



令和8年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」
(厚生労働省ホームページ)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_2026.html)



「職場における熱中症防止のためのガイドライン」
(厚生労働省ホームページ)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html)



STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間



準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

ガイド・教育動画 e-learning

管理者、作業者に
対する教育を実施



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組み合わせる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

職場における熱中症対策の強化について

～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました～

熱中症による死亡災害の多くが「初期症状の放置、対応の遅れ」を原因としていることを受け、熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置が新たに事業者には義務付けられました

対象作業

WBGT値28度以上
又は
気温31度以上

の環境下で

連続1時間以上
又は
1日4時間を超えて

実施が見込まれる作業

実施事項

① 発見体制の整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制を整備してください。

例：職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用等

本人からの報告を受けるだけでなく、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

② 実施手順の作成

熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう必要な措置の実施手順を作成してください。

③ 関係者への周知

上記①②について、あらかじめ関係者に周知してください。

※関係者には労働者以外にも、一人親方など熱中症のおそれのある作業に従事する者が幅広く含まれます。

<熱中症のおそれのある者に対する処置（②実施手順）の例フロー図>

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

- ①返事がおかしい
- ②ぼーっとしている 等

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

判断に迷う場合は【#7119】等を活用し、専門家の指示を仰ぐこと。

<周知方法の例>



【朝礼やミーティングで周知】

件名:本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。本日のWBGT基準値は〇℃です。作業時には充分に気をつけて、水分補給及び休憩をしっかりとお願いします。体調不良が発生した場合は、フォローに基づき対応いただき、〇〇さん(000-0000-0000)へ連絡するようお願いいたします。それでは本日もよろしくお願いたします。



【メールやイントラネットで周知】